



関西学院大学災害復興制度研究所ニュースレター

FUKKOU

Vol.41

◀◀ contents ▶▶
目次

- 巻頭言
「現研融合」をここに
/ 斉藤容子 1
- 報告「2020年復興・減災フォーラム」
 - ▶全国被災地交流集会
/ 斉藤容子 2-3
 - ▶基調講演
▷今に続く1・17
/ 濱田武士 4
 - ▶報告
▷新たな災害法制に挑む
/ 野呂雅之 5
 - ▶パネル討論
▷「人間復興」の実現に向けて
/ 濱田武士 6-7
- 報告
被災者の生活再建に向けて～被災者総合支援法と災害ケースマネジメント～
/ 津久井進 8
- 国際シンポジウム報告
日韓における「災害遺産」～東亜大学校を迎えて～東アジアの新たな協働を考えるV / 山 泰幸 9
- 観感学楽
身近な災害の公共人類学への誘い
/ 関谷雄一
災害における社会福祉協議会の役割
/ 村上朋子 10
- 研究所年間活動報告 11-15
- ともに
コロナ対策「改憲の実験台」にするな
研究所人事
日本災害復興学会 会員募集中!! ... 16

「現研融合」をここに

災害復興制度研究所主任研究員・准教授

斉藤 容子



4月より災害復興制度研究所の主任研究員・准教授に着任しました斉藤容子と申します。2018年より指定研究員として海外の被災者支援制度に関する調査研究を実施させていただきました。日本では災害が発生すると、多くの被災者はまず避難所で雑魚寝状態の集団生活を強いられ、耐えられる人は精一杯耐え、そして仮設住宅へ移る、そこから住居の再建ができる人から恒久住宅へ移っていくという一連の流れがあります。しかし、OECD加盟国の災害後の対応をみると、緊急期から金銭的支援を様々な形で行う国もあり、必ずしも緊急期に「耐え忍ぶ」ことや「現物支給」が世界のスタンダードではないことがわかります。そして、仮設住宅、恒久住宅に関しても私たち日本が当然と思っていたこと以外にも選択肢があることがわかってきました。例えば、これまでのニュースレターの報告に書かせていただいた通り、イタリアでは様々な仮設住宅のタイプがあり、また恒久住居の再建は国が行うため、少なくとも被災者は住居に関する心配をする必要はありません。ですが、当研究所の理念である「人間の復興」の視点から見ると、決して住居だけでは「人間の復興」は成立しないことも見えてきました。個人の必要とする住居や就業の機会は、必須なのはいうまでもありませんが、同時にどのような地域・社会で生きていきたいかということも考えなければなりません。これまでと同じように経済成長を求める社会に戻っていくのか、災害を契機としてこれまでの社会のあり方を再考し、持続可能な社会を前提とした復興を進めるのか、そうした議論の過程に多くの「個」が参画することによって地域の復興が進み、最終的にはそれぞれの「人間の復興」が達成されるのだと思います。そのような被災地又は未災地で集積されている「復興知」を国内外の被災者、実務者、研究者らと共に学びあうことができたらと思います。それは研究所が大切にしている被災地で生まれた知恵を受け継ぎ、課題を抽出して、研究者と現場支援者が思いを一つにする「現研融合」にもつながります。まずは現場を歩き、現場の声を耳を傾けることから。そして研究所が微力ながらもお力になれることがあるならば一緒に考えていきたい、その過程から復興を考える研究につなげていく、そのような循環を皆様と共に創り出していきたいと考えています。

初代主任研究員の山中先生、前任者の野呂先生の歩まれてきた道を見ると、私自身に不安がないとは言えません。これから皆様のお力をお貸しくださいとお願いすることも多くなるかと思えます。研究所の今後の研究・活動に忌憚のないご指導・ご助言のほどよろしくお願いたします。

復興・減災フォーラム

2020年

全国被災地交流集会《円卓会議》

2020年1月11日(土) 関西学院会館 光の間

2020年復興・減災フォーラムは「『震度7』が遺したもの～阪神・淡路大震災25年～」を総合テーマに2日間の日程で開催した。初日の全国被災地交流集会《円卓会議》は「『ボランティア元年』わが事にする」をテーマにして、災害復興制度研究所の野呂雅之教授と斉藤容子指定研究員が司会を務めた。第一部は「地域復興の担い手」、第二部は「多様な支援態勢」として被災者支援を様々な形で実践している方々の報告と、そして阪神・淡路大震災から支援活動に関わってきた方への質問や意見交換を通して議論が行われた。



石井 悠子
浪江町議会議員



稲垣 文彦
公益社団法人中越防
災安全推進機構



栗田 暢之
認定特定非営利活動
法人レスキュー
ストックヤード



佐々木 康彦
特定非営利活動法人
故郷復興熊本研究所



白鳥 孝太
公益財団法人とっとり
県民活動活性化セ
ンター



津久井 進
弁護士



中居 知子
公益財団法人共生地
域創造財団大槌事務
所



野崎 隆一
NPO 法人神戸まちづ
くり研究所



船戸 義和
岩手大学三陸復興・
地域創生推進機構
特任助教



古部 真由美
東日本大震災県外避
難者西日本連絡会
(まるっと西日本)



干川 剛史
大妻女子大学教授



牧 秀一
NPO 法人よろず相談
室



松本 学
特定非営利活動法人
プレーンヒューマン
ティ



村井 雅清
被災地 NGO 協働セ
ンター



村上 朋子
北海道厚真町社会福
祉協議会

第1部 「地域復興の担い手」

初めに公益財団法人とっとり県民活動活性化センターの白鳥孝太さんから現状報告がなされた。2016年10月に発生した地震によって死者は出なかったものの1万5千棟以上の家屋被害があった。鳥取県知事によって生活復興に力を入れるための「災害ケースマネジメント」が提唱された。現在はブルーシートを屋根にかけたままのお宅の修復をどうするかという具体的な支援について話を進めていると報告した。

公益財団法人共生地域創造財団大槌事務所の中居知子さんは、災害公営住宅への転居が終盤に差し掛かってはいるが、震災からまだまだ立ち直れていない被災者の方々がいる。行政と民間が協力し合いながら、安全で安心な暮らしの再建をサポートしていく必要があると訴えた。

岩手大学三陸復興・地域創生推進機構の船戸義和さんはこれまで多くの公営住宅の自治会の組織化に取り組んできた。しかし当初がんばっていた自治会長さんらが時とともに疲弊していく問題から住民総参加型のコミュニティ作りへ切り替え、被災者自らが自分たちでやっていくとする気持ちを醸造するためのコーディネーターが必要であると報告した。

そして神戸まちづくり研究所の野崎隆一さんにそのようなコーディネーターの仕組みは可能なのかという質問がなされ、野崎さ

んは被災後のユートピア期に協議会を作るなど方向づけをしておくことが重要でもあるが、その前に普段から話し合いができる文化やマナーが作られているかということが大切だと答えた。

特定非営利活動法人故郷復興熊本研究所の佐々木康彦さんはもうすぐ熊本地震から4年を迎え、多くの地域で住まいの再建に一区切りがついた。その中で、これまでがんばってきたまちづくり協議会は活動を終えるのではなく、新たなビジョンの再設定をし、新たな活動が芽生えてきていると報告した。

石井悠子さんは復興支援員として当初県外に避難した方々をつなぐ仕事をしてきたが、2017年から浪江町議会議員として活動している。平成29年3月31日に空間線量が低いところの避難指示が解除されたが、まだ多くの町民が避難している。帰りたい人が帰れる仕組みを作りたいと思うし、浪江町民でいたい人をつなぎとめられる役をしていきたいと語った。そしてNPO法人よろず相談所の牧秀一さんに原発被災者も避難形態によって様々でありコミュニケーションが難しいがアドバイスはあるかと投げかけた。それに対して牧さんはいわき市における津波被災者と原発避難者の仮設住宅でも当初まったく交流がなかったが、合同のお祭りの企画を持ち掛けたことによって交流が始まり現在も続いているという事例が共有された。

公益財団法人中越防災安全推進機構の稲垣文彦さんは2004

年中越地震から15年が経ち、復興基金が終了する。15年間この財源によって様々なことが可能となり、そして人材育成も行われてきた。今後の活動は小さくなるかもしれないが阪神世代が中越につないでくれたことを次の被災地に繋いでいきたいと語った。

一部のまとめとして、災害復興制度研究所顧問の岡田憲夫さんから岡山県智頭町での取組を事例として、そもそもの地域が脆弱になってきた中で普段からの地域の粘り力をどう高めておくかが重要であるとコメントがあった。

第2部 「多様な支援態勢」

北海道厚真町社会福祉協議会の村上朋子さんは北海道胆振東部地震後の災害ボランティアセンターの運営を行いながら生活課題、地域課題を把握しつつ復興期へとつなげていく重要性を報告した。また水害被害にあった丸森町の応援を通して未経験の被災地とつながっていくことの大切さにも触れた。

被災地NGO協働センターの村井雅清さんは阪神・淡路大震災から25年一貫して言い続けてきたことは、目の前の一人ひとりを大切にしていって、そうすれば最後の一人はいなくなる。今一度ボランティアとは何だったのか、自省も含めて問い直す必要があるのではないかと投げかけた。

認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード代表理事であり、JVOAD代表理事である栗田暢之さんからは阪神・淡路大震災を原点としてレスキューストックヤードはご縁のあった地域で活動を継続している。しかしNGOがそれぞれ入ると支援のムラができることから、JVOAD設立につながった。ボランティアや行政にできないことができるNPO、NGOもあるので、それぞれが連携をとっていくことが大切であると話した。

阪神・淡路大震災後に大学生による無料の家庭教師による学習支援を契機として始まった特定非営利活動法人プレーンヒューマニティーの松本学さんは東日本大震災以前から団体が取り組んでいた困窮家庭への教育機会提供のための教育パウチャーの仕組み、チャンス・フォー・チルドレンを紹介した。この仕組みは既に別団体が核となり活動をしているが寄付を教育クーポンとして子どもたちに配布し、それをもって地域の塾に通えるようになるよといった支援形態を紹介した。

県外避難者支援のボランティア団体まるっと西日本の古部真由美さんは自身も茨城県から震災後自主避難をしながら行政の施策を紹介する情報誌の発行から活動を始めた。現在は避難者が集える常設のリビングルームを設置し避難者のアイデンティティが維持できるよう活動を続けていることを報告した。

広域問題について研究をしてきた災害復興制度研究所顧問の山中茂樹さんは、広域避難については大変複雑である。まずは人数

把握が必要であること、また避難先で不当な扱いを受けないための制度が必要であること、そして今後の巨大災害に向けて長期広域避難体制の法整備をしていかなければならないことを指摘した。

大妻女子大学の干川剛史さんは阪神・淡路大震災のころから情報ボランティアとして関わって以来現在も引き続き行っている。災害後に作成される被災者支援システムは既に全国200を超える自治体に導入されているものの日ごろの訓練不足によって、いざというときに使えない自治体が多いことが課題であると話した。

第3部 総括討議

干川さんからは現在の被災者生活再建支援法では家屋被害に対しては最大300万円が支給される。研究所の提案した被災者総合支援法案では最大600万円になっているし、地震保険なども組み合わせればより多く出せるようにならないかと思っているが、制度的に可能かという質問を弁護士の津久井進さんに投げかけた。

津久井さんは、国難である南海トラフ地震や首都直下地震と毎年起こる自然災害を分けて考えれば、お金の問題ではなくやる気になるかならないかという話だと思ふ。そのためにも市民の声を熟成させていくことがまずは必要なのではないかと答えた。

白鳥さんからは現場で活動をしていると復興後に課題を抱える人は平時からも課題を抱えていた人だと気づくことが多い。そのような課題を抱えている人たちにどう接すれば本音を話せる人たちが現れてくるのかと牧さんへの質問が投げかけられた。

震災当時、教師であった牧さんは、ボランティアを始める時大学生から人の話は聞けるやると言われたことから、被災者の話を聞き始めた。そこから被災者の有益な情報を切り取って新聞を作り、それを解説するといったことを始め、よろず相談所ができた。そして訪問活動や手紙活動を通して地道に被災者へ忘れていないよというメッセージを届けていくことが大切だとこれまでの活動を振り返って語った。

災害復興制度研究所副所長の山泰幸さんは「「ボランティア元年」わが事にする」というタイトルだが、誰が誰のことをわが事にするかは書かれていない。体験した者が改めて我が事にする。そして、体験していない者が新たに我が事にする。なぜ我が事にするのかという理由を詳しく説明しなくても、このテーマが共有できるのが25年という時間なのかという印象を受けたとコメントした。

最後に災害復興制度研究所初代所長である社会学部教授の宮原浩二郎さんが、このような学者、NGO・NPO、政治家、行政などまさに「災害復興をわが事」としている人たちが集まり議論を行う場は大変貴重であり、社会を復興させるとはどういう意味かをみんなで考えていく場となる可能性を持っていると感じたと締めくくった。
(報告・斉藤容子)



野呂 雅之

関西学院大学災害復興制度研究所 主任研究員・教授
[司会]



斉藤 容子

関西学院大学災害復興制度研究所 指定研究員
[司会]



長岡 徹

関西学院大学災害復興制度研究所 所長
[開会挨拶]



山 泰幸

関西学院大学災害復興制度研究所 副所長
[コメント]



岡田 憲夫

関西学院大学災害復興制度研究所 顧問
[コメント]



山中 茂樹

関西学院大学災害復興制度研究所 顧問
[コメント]

シンポジウム

2020年1月12日(日) 関西学院会館 レセプションホール

「震度7」が遺したもの ～阪神・淡路大震災25周年～

復興・減災フォーラム2日目のシンポジウムでは、舟木譲・関西学院院長と村田治・関西学院大学学長の開会挨拶に続き、講演、報告、パネル討論があった。宝塚市の中川智子市長の基調講演、関西学院大学災害復興制度研究所の野呂雅之主任研究員・教授の報告の後、兵庫県副知事による来賓のご挨拶があり、パネル討論では石垣のりこ・参議院議員、泉田裕彦・衆議院議員らが「『人間復興』の実現に向けて」をテーマに議論を深めた。

基調講演

今に続く1・17

宝塚市長
中川智子

この何日かずっと、25年前、無我夢中で駆け抜けた1・17の後の日々を振り返っていました。もう夢中でしたので記録も何もとっておりません。記憶をたどりながらお話をさせていただきたいと思います。

ボランティアへの決心

あの日から4日目、私は息子に「母さんはこれからボランティアをする」と宣言しました。そのときに心に決めていたことがあります。ボランティア登録を行政にはしない。目の前の人にできるだけ新品で自分ももらってうれしいものを届ける。

チラシをつくり宝塚市内54カ所の避難所に貼りました。しかし誰からも電話がありませんでした。誰ひとり。極限状態でも心の中に「人に迷惑をかけることは恥ずかしいことだ」という意識が強く働いていることを痛感しました。

ある小学校では子供たちに絵本の読み聞かせをしました。とても喜んでくれました。でもショックだったのは、五、六年生ぐらいの男の子の「おばちゃん、きょうは何恵んでくれるの」といった一言でした。こんなことを言わせるこの国はまったく国としてなっていない。私は震災後、初めて怒りを覚えました。生きていくためにはプライドが大事。これをもって活動していこうと思いました。

「1・17その後の会」結成

宝塚では2月に入り避難所から仮設住宅への入居が始まりました。高齢の女性から「洗濯機も全部潰れて、外へ出て洗濯してる。洗濯機1台拾ってきて」と言われました。市役所には企業から新品の電化製品が届けられていました。しかしもらうことはできませんでした。

すぐに新聞記者さんに電話をしました。「電化製品を近畿一円からリサイクルして集めて、それを仮設の方々にお渡しする」と話しました。しばらくして2月末の朝5時。家の電話が鳴り響いて、「冷蔵庫あげるわ」との一声。それからは朝から晩まで電話は鳴りやまずすごい反響でした。

これは個人じゃ無理だと考えました。自分で判断して行動できる人に声をかけて、8人で「1・17その後の会」を立ち上げました。1つ決めたのは、100円でも200円でもいいから、



買ってもらうこと。買うという行為は、自分の力で一步を進める。それが復興への尊厳を失わない歩み方であり、ボランティアはそこを大切にすべきだと。

つながりを生むボランティア

行政ではできない渡し方をしたい。私は手紙だと思いました。電化製品を寄付してくれる人に必ず手紙を書いてもらう。そしたらお礼状が書ける。そこでつながりができる。

それから電話が鳴り続けたたくさん集まってきて。トラックはフル回転。みんな必死で夜は綿のようになって眠りました。

もうそろそろと思ったのは、3つの仮設の自治会長が「これで全てのニーズに答えてもらいました」とおっしゃってくれたことです。「これで終われる」と思い、9月に解散しました。そしたら、被災者の人たちがこう言ってくれました。「名前だけ残しておいてほしい。『1・17その後の会』は自分たちのともしびだった。あれほど寄り添って、私たちの話を聞いてくれたのは中川さんたちだった」と。だから今でも名前だけはあります。

被災地にすすんで向かう、未来にすすんでいく

市長になって形相が変わったと言われた日があります。それは2011年3月11日の翌日、東北の震災を受けて支援対策本部をつくった日です。

でもどこに応援に行ってもいいかわからないんですね。そのときに5カ月前に大船渡に呼ばれたことを思い出して。それから はてんやわんやの大騒ぎ。支援は待っていたらだめなんです。みんなに聞きました。「宝塚あの避難所の人は何が欲しいって言ってた」「やっぱりあったかいものが食べたい」「そうだよね。調理員さんたち、あなたたちは今、春休み。頑張って炊き出しに行ってきたね」と頼んだら、喜んで行ってくれました。

阪神・淡路をスタートとして、25年目の今から、天災を人災にしない国を目指して努力をしていく。それが、あの経験をした私たち、そしてそれに連なる同じ思いの方々と共に築いていく、そのようなきょうだと思います。(報告：濱田武士)

報告

新たな災害法制に挑む

関西学院大学災害復興制度研究所
主任研究員・教授

野呂雅之

災害復興制度研究所は阪神・淡路大震災から10年たった2005年1月、「人間の復興」を理念に掲げて設立されました。災害が起きると、「応急対応」「復旧」「復興」、そして「防災」という災害サイクルと言われる四つのフェーズがありますが、法律あるいは制度として最も脆弱なのが復興期です。災害復興制度研究所は、その復興期における被災者支援のための制度研究をする全国で初めての研究所として設立され、ことし創設15周年を迎えました。

「人間の復興」を理念に制度研究

阪神・淡路大震災では被災地の瓦礫が片づいて、街がきれいになっていくにつれ、「被災地は復興した」と言われました。ところが、仮設住宅では孤独死が相次ぎ、超高齢化社会のとは口だった時代に起きた震災では、平時にはみえなかった数々の課題が顕在化しました。私たちが気づいたのは、街が復興しても、そこで暮らす人々が復興しないと真の復興ではないということです。「人間の復興」をいかに実現させるか、という課題を突き付けられたのが阪神・淡路大震災でした。

被災の現場に出向き、被災者の生活再建にあたっての課題をつぶさに聴き取りして、それを研究に生かして政策提言をしたり制度をつくったりする。そうした「現研融合」の取り組みを実践し、2008年には日本災害復興学会を立ち上げて研究所が事務局を務めています。

研究所には二つの重要なミッションがあります。一つ目はこの復興・減災フォーラムです。昨日は全国被災地交流集会「円卓会議」を開き、全国各地の被災地から被災者支援に携わっている方、あるいは被災の当事者の方に来ていただきました。かつては災害が起きるたびに、被災した人たちや支援者は過去にあった災害の被災地に出向き、復興の道筋を学ばなくてははいけませんでした。全国の被災地から支援者や被災者の方々が一堂に会して復興の体験や知恵を共有してもらおうと、円卓会議では、研究所がいわば結節点のような役割を担ってきました。

もう一つのミッションは、きょうのテーマである新たな災害法制の構築です。災害が起きるたびに新しい法律ができています。たとえば被災者の生活再建に直結する法律として、昭和南海地震が起きた翌年の1947年に災害救助法が制定され、羽越豪雨をきっかけに1973年に災害弔慰金支給等法ができました。そして、阪神・淡路大震災の被災地の市民が立ち上がった、1998年に被災者生活再建支援法が生まれました。



災害が起きるたびに新たな法律ができるのは決して悪いことではありません。それまで気づかなかった課題を見つけ、法律をつくってその課題に対処しようとするのはむしろ当然なことです。しかし、それぞれの法律ができた時代背景や社会情勢も異なり、災害法制は継ぎはぎだらけで、被災者にとっても行政職員にとっても非常に使い勝手の悪いのが実情です。

「被災者総合支援法案」の提案

研究所は設立当初の5年間でまず復興期の法律、理念法である「災害復興基本法・試案」をつくりました。そして、この理念法に基づく実定法として新たな災害法制をつくらうと、2016年から4年がかりで災害救助法と災害弔慰金支給等法、被災者生活再建支援法を棚卸しして再構築し、災害対策基本法の一部も組み入れて「被災者総合支援法案」としてまとめました。被災者が生活を再建するまで切れ目のない支援ができるようにするのが目的です。

被災者総合支援法案では、被災者が復興の当事者として支援内容の決定過程に参画できるようにするため、「被災者支援運営協議会」を平時から設置します。メンバーは行政機関、日本赤十字社、社会福祉協議会、民生委員、被災者支援団体、専門職・士業団体、自主防災組織などから構成されます。医療や建築、ボランティアなど分野ごとに小委員会をつくり、行政職員や専門家、市民もまじえて災害前に被災者支援計画をつくり、発災後はこれを実施方針として復旧・復興にあたります。被災者が復興の主体となれる仕組みをつくりました。

さらに、被災者支援の権利利益を擁護し、改善をはかるためにオンブズマン制度を設けます。被災者からの申請に基づく支援措置をすべて行政処分とし、不服申し立ての権利を保障します。オンブズマンの事務局を都道府県の議会に置くことで、司法、行政、立法の三権すべてが被災者の生活再建にかかわることができるようになります。

これが我々の考えた新たな災害法制です。被災者総合支援法案の解説および論点をまとめて研究所の研究紀要「災害復興研究」に掲載します。さらに、この法案をわかりやすく解説したブックレットをつくり、国会議員の皆さんにお渡しする予定です。ぜひ国会で災害法制の議論を深めていただき、被災者のためのより良い法制度をつくる一助になればと考えています。

パネル討論

「人間復興」の実現に向けて

災害復興制度研究所は開設15周年の節目に、被災者が生活再建するまで切れ目のない支援を目指して、新たな災害法制として「被災者総合支援法案」を発表した。「人間の復興」を実現するため、被災者自らが支援内容の決定過程に参画できる仕組みにしている。パネル討論には、立法に携わる国会議員、災害法制に詳しい研究者を招き、被災者主体の制度のあり方を考えた。

津久井進：「『人間復興』の実現に向けて」とは一言で「何や」とは言えないことは共有できていると思います。皆様とともに4人の方々の思いを分かち合うことができればと思っております。



津久井 進
弁護士〔司会〕

被災地とのかかわりと「人間復興」

津久井進：まずお題は3つ。被災地とのかかわり、これまでの活動、「人間復興」のイメージや考えをお聞かせください。

石垣のりこ：地元のFMラジオ局で身近なところから考え防災に取り組んできました。そして迎えたのが東日本大震災です。「Hope for MIYAGI」という番組を担当し、復興への思いを発信してきました。また、防災・減災の意識の伝達というテーマに取り組み、仙台市中心部震災メモリアル拠点事業の委員をしていました。

「人間の復興」については、住む場所がある、生活を成り立たせるなりわいがあるなど、尊厳を持って生きていくことが必要だと考えています。

泉田裕彦：2004年に知事に就任し、最初の仕事が災害対応でした。2年半後に中越沖地震が起きました。この2007年に被災者生活再建支援法が改正されましたが、それ以降は未改正だというのは、被災地の声を直接的に入れるルートが整備されていないということです。



泉田 裕彦
衆議院議員

中越の地震では10万人単位の避難者が出ましたが2カ月で全員仮設住宅に移れました。何でできたのか。国がだめと言った場合は県がかぶるという意思決定をしたからです。

「人間の復興」を一言で申し上げると、コミュニティでお互いに支え合って、生活をもとに戻すということだと考えております。

金子由芳：アジア諸国の留学生を主に指導しております。留学生たちは被災者生活再建支援法が市民の声をベースにいかにしてボトムアップに成立したのか、どう展開して現代に至るの

かを学ぶために来ています。

東日本大震災では学生たちに引きずられるように私も現場に行きました。最近も、被災地へボランティアとして出向いて、体を動かしながら何が問題なのかを考えています。

安全・安心も「人間復興」のテーマです。日本は被災者の生活再建が棚上げになり、防潮堤や区画整理が当然のごとく優先されています。被災者の生活基盤の回復との両立が不可欠だと思っています。

山崎栄一：阪神・淡路大震災のときは、被災者の人、特に生活保護世帯の人たちがどうなったのかをテント村とかを回って調べました。

被災者総合支援法案を提案しましたが、自治体が行っている施策をたくさん取り込みました。災害のたびに出てきた課題への個別的な対応の蓄積が被災者総合支援法案なのかと。

被災者支援を研究してきて見えてきたのが見捨ててきた歴史です。被災者に対して常に「大丈夫かな」という思いやりが「人間復興」につながると思っております。

被災地の声をどう受け止めるか

津久井進：被災地の声を反映する仕組みやシステムが具体的にどうなっているのかを教えてください。

泉田裕彦：阪神・淡路、中越、熊本で基金をつくりました。復興基金のいいところは、最終決定権が理事長にあることです。新潟の場合は、時間とともにニーズが変わってきました。ですので、実態に合わせて最終決定をしました。1つ例を挙げると、復興支援員制度。これは国が認めてくれて、地域おこし協力隊で全国に広がっていきました。

石垣のりこ：地元の被災した方の声が反映されるシステムがないという点に関して言うと、女川原子力発電所の再稼働の問題があります。去年の春に住民の意思を問う住民投票を行ってほしいという署名を11万筆集めて宮城県議会に提出しました。ですが与党により否決されました。住民のほうでは賛成か反対かじゃないんです。住民投票を行ってこれという段階の署名活動なんです。



石垣 のりこ
参議院議員

金子由芳：被災地の住民の方々は意向を行政側に伝えようと、例えば復興提案を文書として自治会長から提案するといったようなことは 実には行われているんです。それを行政の側が積極的に受けとめてこなかった。復興基本法のような法がない

と、行政の判断の過程に住民の声を組み込んでいくというのはなかなか難しいです。

山崎栄一：戦後間もなくの避難生活では、雨風しのいで、おにぎりを均等に配ったつたら良いでしょうという認識でした。しかし令和の時代となると、年齢とか事情に応じて被災者からの直接の声を吸い取る仕組みが必要だと思えます。

被災者総合支援法案をつくりましたが、被災者のニーズがどれだけあるかということで、アセスメント調査や相談窓口を設けるなどを盛り込みました。被災者の声を反映させるような仕組みづくりを目指しています。

人間復興と原発

津久井進：人間復興という観点から、原発のどんなところが問題なのでしょうか。

石垣のりこ：福島原発事故を経験し、こんな被害を受けて私たちは幾ら電気が必要だとはいえ原発を続けていく選択をするんだろうかと考えました。価値観、生き方の選択というところで、東日本大震災からは大きな問いを突きつけられました。

しかし原子力発電所2号機の再稼働に向けて動いています。どこに民意があるのか。私たちはその価値観の転換というか、選択を迫られているのではないだろうかと思えます。

泉田裕彦：実は、避難計画というのは実働していません。万が一事故が起きたときに何が起きるのか。例えばSPEEDI。放射線被曝をしないために使うべきだとは思いますが、今は使わないことになっています。

半径30キロ圏内は自宅にこもってくださいということになっています。いざ避難となった時、2時間でどうやって柏崎・刈羽の周りの44万人が避難するんだという矛盾した制度になっています。内閣官房と原子力規制委員会の規制が微妙に違ったまま、国策が固まり切れてないというのが現状です。

金子由芳：福島原発の被災者に対する支援が賠償という枠組みの中で行われています。そこでは原発のリスク、コストが隠蔽されており「ああ、これで済んだのか」みたいな印象を与えてしまっていると思うんです。



金子 由芳
神戸大学教授

賠償というのは不法行為の損害賠償ですので被害者の側が立証しなければいけません。けれども災害の範囲とか、因果関係とかを立証する責任は被害者のほうにある。したがって法律論としての戦略を工夫すると原発のリスク、コストを法的に評価できるかもしないと思っています。

山崎栄一：賠償問題にしてしまうと企業のエゴが働く以上は1円でも払わないという方向性で事が進むので、それって被災者のためにはならない。やっぱり、賠償責任という枠組み外で

支援しないとというのは思います。原子力基本法から言うと、真実に基づいた決定というのをさせてもらわないとまともな判断ってさせてもらえない。

未来への備えとしての被災者総合支援法案

津久井進：きょうのこのテーマの1つは、新たな被災者総合支援法案で、山崎さんからコメントいただいて、皆さんのお考えを示していただけたらと思います。

山崎栄一：総合支援法案は総則編をつくり、基本理念や基本方針を記載しています。ここに総合支援法の特徴があらわれています。



山崎 栄一
関西大学教授

「人間復興」では、被災者への配慮、思いやりが大事です。災害が起こった後は、きちんと被災者のニーズアセスメントをしようということで、細かい調査の実施も制度化しています。基本理念等も含めて、全てのフェーズにわたった支援ができるように、情報も含めた規定を全部組み入れているのが今回の支援法案の特徴です。

金子由芳：アジアの留学生は、被災者のために公助の制度を追求していくことが、他のアジア諸国に対してモデルになると捉えています。そういう意味で法律の役割は大きいです。

法律がないと行政裁量に委ねられることになります。法律の形をとって初めてそこに責任、義務が生じる。被災者総合支援法の草案の中で特に注目している点の1つはオンブズマン制度です。被災者の声が反映されるような監督制度を持ち込む意義は大きいです。

泉田裕彦：災害がピンポイントで起きていないときに、提案いただいたものをどう実現するかというのは重い宿題だと感じています。災害列島日本、いつ何が起きかわからないという中で被災地と連携をして、ここがこう困るからこう直そうよという形で持ち上げる必要性を感じています。

石垣のりこ：これまで私たちはいろんなつらい思いをしながら、そしてこれからもいつどこで起きかわからない災害を前にしています。日ごろから備えておかななくては命を守ることができないことを強く意識する必要性をあらためて考えることができました。
(報告：濱田武士)



被災者の生活再建に向けて

～被災者総合支援法と災害ケースマネジメント～

宮城県災害復興支援士業連絡会と
災害復興制度研究所が共催

災害復興制度研究所・研究員 弁護士

津久井 進



仙台の地で昨年12月19日、「被災者の生活再建に向けて～被災者総合支援法と災害ケースマネジメント～」と題するフォーラムが催された。宮城県災害復興支援士業連絡会と災害復興制度研究所が共催し、弁護士、建築士等の専門家らと市民が集い、「被災者総合支援法案」と「災害ケースマネジメント」という新しい二つのコンテンツを共に考える機会となった。

フォーラムではまず災害復興制度研究所の法制度研究会で策定した被災者総合支援法案に関して、研究会座長を務めた山崎栄一・関西大学教授が報告をおこなった。法案については前号のニュースレターで山崎教授が詳報されており、本稿では災害ケースマネジメントを中心に報告をする。

十人十色の生活再建を支える「災害ケースマネジメント」

災害ケースマネジメントは、被災者一人ひとりに必要な支援を行うため、被災者に寄り添い、その個別の被災状況・生活状況などを把握し、それに合わせてさまざまな支援策を組み合わせた計画を立てて、連携して支援する仕組みのことである。被災者総合支援法案の体系の中では、被災者に対する相談支援として位置付けられている。被災者にアウトリーチして、その状況をしっかりとアセスメントし、様々な支援制度に結びつけていく。その根拠となるシステムが被災者総合支援法案であり、それを実践する手法が災害ケースマネジメントである。

この日、災害ケースマネジメントのポイントを、筆者から簡単に説明した。第1に、法制度の欠点がどこにあるのか、制度の建て付けの欠陥、使い方の誤り、制度があるのに使わない、あるいはそもそも存在しないという点。第2に、個人情報保護制度、公平性、申請主義といった根本的な原理の壁。第3に、支援のあり方は、徹底した寄り添いの姿勢にあること。第4に、具体的な計画は、様々な制度をその人に合わせて組み合わせたパッケージであること。『災害ケースマネジメント◎ガイドブック』（合同出版）に掲載されているイラストの紹介を中心に、解説をした。

「被災者生活再建カード」を使ったワークショップ

続いて、永野海弁護士（静岡県弁護士会）による「被災者生活再建カード」を使った被災者の生活再建のシミュレーションが企画された。参加者は、一つのテーブルを囲む。テーブルの上には、カード状に切った「被災者生活再建カード」「ライフ

スタイル・住まいカード」を並べ、それぞれのカードに書かれた「制度」の中身と効果を確認する。たとえば「応急修理」の制度を使うと、59万5000円の範囲で修理が可能だが、応急仮設住宅に入れなくなる（「応急仮設住宅」のカードを使えなくなる）。それらの各制度の意味を、永野弁護士がわかりやすく説明した。

具体的な例として出されたのは、仙台市で修理を終えることが出来ず預貯金を使い果たして今も半壊住宅で暮らし続ける実在の女性の話だった。河北新報が掲載した彼女の記事を見て、発案したのがこの「被災者生活再建カード」であり、まさに仙台が発祥の地ということだった。もしこれらカードにある各制度のことを知っていたら、「公費解体」をして「仮設住宅」に入り「支援金」や「災害援護資金」や「リバースモーゲージ」を使って家を建て直し、余裕を持って預貯金を老後資金として温存できたであろう。制度を知らず、場当たり的に対応することの悲劇を、ゲームを通じて体感することができた。

台風19号で被災した宮城・丸森町の現状報告

折しも令和元年台風19号が日本全国を席卷したばかりだった。小野寺宏一弁護士（仙台弁護士会災害復興支援委員会委員長）は、台風の爪痕が生々しく残る宮城県丸森町の状況を詳しく報告した。その状況を受けて、現実の台風被災者から受けた具体的な相談を想定事例として、各テーブルで、カードを使って、その被災者の生活再建のための計画づくりのワークショップを行った。事例は、高齢の母と独身の長女の二人暮らしで、自宅が台風で浸水したケースでどのような生活再建をすべきかというものだった。その場で生活再建すべきというチーム、移転して再建すべきというチームなど、答えが一つではなく、選択肢が多様であることが感覚的に理解できた。

災害ケースマネジメントという言葉に意味があるわけではなく、「一人ひとりの被災者の生活再建の道のり」が十人十色であり、したがって支援のあり方も十人十色であるということが到達点であった。

今回の企画の締めくくりは、災害復興制度研究所の野呂雅之教授が務めたが、この日を総括するそのコメントが、被災者総合支援法案と災害ケースマネジメントが、新たな支援の切り札になり得るキックオフの機会になることを示していた。今後も全国の被災地で同様の取り組みが展開されることが期待される。

日韓における「災害遺産」 ～東亜大学校を迎えて～ 東アジアの新たな協働を考えるV

日時：2020年2月7日（金）13：00～15：00
会場：関西学院大学災害復興制度研究所会議室

関西学院大学災害復興制度研究所 副所長・人間福祉学部教授

山 泰 幸

関西学院大学災害復興制度研究所では、2016年1月から「東アジアの新たな協働を考える」をテーマにした国際シンポジウム・合同研究会を開催してきた。第5回目となる今回は、2020年2月7日（金）に、韓国の東亜大学校から研究者を迎えて、「日韓における『災害遺産』～東亜大学校を迎えて～東アジアの新たな協働を考えるV」と題して、東アジアにおける「災害遺産」に関する共同研究に向けて、合同研究会を行なった。

東亜大学校は、首都ソウルにつぐ韓国第二の都市、釜山広域市に所在する私立の名門校である。2016年9月12日に、韓国の観測史上最大規模となったマグニチュード5.2の前震、5.8の本震が発生した慶州地震の影響によって、韓国においても地震災害に関する関心が高まっている。そうした背景のなか、2017年2月10日に、韓国・東亜大学校考古美術史学科から教員2名、学生25名、事務員1名の総勢約30名が、本研究所を訪問した。この訪問をきっかけとして、その後、考古美術史学科（2017年締結）および同校石堂学術院（2019年締結）と協力協定を結ぶことになった。2017年11月15日には、マグニチュード5.4の浦項地震、2018年2月11日には、この余震とされるマグニチュード4.6の地震が浦項市で発生するなど、韓国では、地震災害に関する関心がさらに高まっている。

研究会では、本研究所を代表して、長岡徹所長から歓迎の挨拶があり、つづいて東亜大学校側を代表して、朴銀卿教授から挨拶があった。朴教授は、東亜大学校人文大学学長、韓国全国私立大学人文大学学長協会会長ほか、韓国政府の大学関係の委員を歴任しており、韓国の人文学を牽引する人物であり、東亜大学校石堂学術院長時に同学術院内にヘリテージ研究センターを設立し、現在、センター長を務めている。また、研究所の相互協力協定時の東亜大学校側の署名者である。

副所長の山から趣旨説明がなされた後、野呂雅之主任研究員・



教授から「『人間復興』の実現に向けて～災害復興制度研究所の研究・活動」と題して、本研究所の活動の概要について報告がなされた。朴銀卿教授から、「東亜大学校石堂学術院の研究・活動」と題して、石堂学術院が多数の文化財を有する韓国随一の博物館を備えており、また、石堂学術院の建物自体が、朝鮮戦争時の韓国臨時政府が設置された文化財であることなどが報告された。金正善助教授から、「東亜大学校考古美術史学科の研究・活動」と題して、1987年に考古美術史学科として韓国で3番目に創設された学科で、考古学と美術史、博物館学を中心とする講義があり、現在、専任教員7名、在学生約110余名、約1100の卒業生を輩出していることが報告された。その他、東亜大学校客員教授で文化財庁研究員の金鎮順氏、大学院生の李賢珠氏が参加し、本研究所側からは、金太宇社会学部准教授、斉藤容子指定研究員が参加した。金太宇准教授は、2017年の東亜大学校の本研究所訪問時に通訳を担当した縁もあり、今回も参加していただいた。

参加者全員が自己紹介を兼ねて研究紹介を行った後、斉藤研究員の司会のもと、今後の研究交流について、和やかな雰囲気でのなか意見交換を行った。

本研究所では、2012年度に、韓国・高麗大学校との学術フォーラムを開催し、その成果を『東日本大震災と日本——韓国からみた3.11』として出版したのを皮切りに、2016年1月には、中国・韓国の研究者を招いての日中韓・国際学術シンポジウム「巨大災害からの復興～東アジアの新たな協働を考える」を開催し、その後、「東アジアの新たな協働を考える」をテーマにして、毎年、国際シンポジウムや合同研究会を開催するなど、国際学術交流を進めている。今後も東アジアの研究機関との学術交流を積極的に進めていきたいと考えている。



観 感 学 楽

かんかんがくがく

被災地を**観**る、
被災地の痛みを**感**じる、
そして、
被災地から**学**ぶ、
被災地の人たちと**楽**しむ。

被災地ネット

身近な災害の公共人類学への誘い
/ 関谷雄一
災害における社会福祉協議会の役割
/ 村上朋子

身近な災害の公共人類学への誘い

東京大学大学院 総合文化研究科 超域文化科学専攻
関谷 雄 一

2019年に東北大学の高倉浩樹先生と共編で出版した『震災復興の公共人類学—福島原発事故被災者と津波被災者との協働』（東京大学出版会）には、筆者を入れて合計15名の研究者、支援者そして市民が、2011年3月11日に発生した東日本大震災の被災と復旧・復興の在り方について研究調査者・支援活動者・被災当事者として、被災者に寄り添いながら見聞き考察したことが盛り込まれている。

公共人類学とは、公共的な課題について、様々に関わりを持つ人々が協働で理論的考察と実践を重ねながら解決に向けて取り組む新しい人類学の試みとされ、米国ではそれなりに実践研究が進んでいるが、日本ではまだ進んでいないとされている。編集過程で各章の内容が明らかになるにつれ実感したことは、それぞれの考察で被災地を観て感じ、学んで楽しんだことが異なっており、被災の経験とは多様で複雑である、ということにつくる。

震災後9年がたち、それぞれの被災地において時間とともに変化が進み、復興とは何かということ自体に関しても多様な解釈や理解が重ねられてきている。また防災や減災、SDGsといった未来の災害と社会との向き合い方についても実践や研究を通じて様々な市民の間で議論されるようになってきた。私たちが上記の本を編集する過程で協働にて実践あるいは考察されてきたような取り組みが、実に多様な市民の間で実践されているからこそ、このように災害に対する日本社会全体の理解や考え方が変化してきているのだと思う。

災害被災者と協働で「観感学楽」を重ねながらより良い災害復興のあり方を実践的に考察していくことが、それほど特別ではない時代に私たちはもういるのである。だからこそ、本書を専門書だとして難しく考えるのではなく、身近に起こりうる災害の課題解決の事例集として読んでいただきたい。そして、誰もが思い立てば、関係者と手を取りつつ課題解決に向けて協働をすることが可能であることを知ってほしいと願っている。



▲2016年9月 東京電力福島第一原子力発電所構内見学の様子

災害ボランティアセンターの開設時から「人を見る視点」を持っていたことは、その後の地域支援、心のサポートへの展開にも生きています。築いた信頼関係をベースに様々な困り事を相談してもらい、余力のある被災者は自ら立ち上がり、他の人を支えることにも繋がっています。

被災者の心に寄り添い、生活再建に必要な情報を提供しながら専門機関へつないでいく。この流れは発災直後から始まっており、「子供から高齢者まで、今まで以上に健康で安心して住み続けられる町づくり」という復興期まで続いていくものです。

災害と同時に社協の通常地域福祉活動は中断されてしまうかもしれませんが、災害ボランティアセンターでの活動は、生活課題・地域課題の把握であり、急性期支援は平時からのつながりや外部の応援で対応が可能です。生活支援・コミュニティー再建は集中対応の時期が過ぎれば社協の通常活動や住民の支え合い活動にシフトされていきます。「社協だから出来る事がある」と理解して取り組んでいます。

私たちはある日突然、災害に見舞われパニック状態に陥りました。そんな時、組織のしがらみ抜きに駆けつけてくれた災害経験のある他地域の社協職員や外部支援者に助けられました。台風19号で被害にあった宮城県丸森町の関係者から、災害ボランティアセンターの立ち上げや資材の調達に苦戦しているという話を聞いた時、「災害を経験した自分たちだからできることがある」と考え、組織のルートを通さず局長判断でボラセン経験者3名を現地へ派遣して災害ボランティアセンター立ち上げ支援を行いました。

今後、被災地で支援から取り残される人が出ないようにするためには、平時から住民・行政・社協・民間団体が地域課題や防災関連情報を共有し、その課題を話し合う場を作っておかなければなりません。しかし、法の整備だけでは地域や組織間で取り組みに差が生じてしまう可能性があります。政策が「絵に描いた餅」とならないようにするために、災害を経験した私たちが法の整備と両輪で啓蒙活動を行っていかねばならないと考えています。

災害における社会福祉協議会の役割

厚真町社会福祉協議会・地域包括支援センター
村上 朋 子

北海道胆振東部地震の発生直後、厚真町社会福祉協議会は災害ボランティアセンターを設置し、職員は被災された町民と同レベルの痛みを感じながら被害状況の確認やニーズ把握、現地調査に回りました。さらに、災害ボランティアのニーズ把握に取り組むとともに、生活状況や今後起こりうる課題を把握し、生活支援のフェーズに入った時は生活支援相談員を配置して行政保健師と連携しながら支援を展開していきました。

〈研究活動〉

※敬称略

法制度研究会

テーマ：「被災者総合支援法のあらまし」についての研究
(開催：第4土曜日、於：研究所会議室)

- 4. 27 第29回 報告：山崎栄一（関西大学社会安全学部 教授）
演題：「被災者総合支援法案の支援金の考え方について」
- 5. 25 第30回 報告：佐藤慶一（専修大学ネットワーク情報学部教授）
演題：「イタリア Protezione Civile の様相－先行研究の整理および2019年3月現地視察からの示唆－」
- 6. 23 第31回 報告：山崎栄一（関西大学社会安全学部 教授）
演題：「被災者総合支援法案策定－まとめ①」
- 7. 27 第32回 報告：山崎栄一（関西大学社会安全学部 教授）
演題：「被災者総合支援法案策定－まとめ②」

法制度研究会 国際比較法制研究分科会

テーマ：諸外国の災害法制及び被災者生活再建支援制度の研究
(開催：不定期、於：研究所会議室)

- 8. 2 第1回 報告：斉藤容子（関西学院大学災害復興制度研究所指定研究員）
演題：「イタリアにおける被災者支援制度に関する報告」
- 9. 4 第2回 報告：山崎栄一（関西大学社会安全学部 教授）
演題：「ニュージーランドにおける被災者支援」
- 11. 28 第3回 報告：楊永年（台湾国立成功大学政治学部教授）
演題：「台湾の被災者支援制度」
- 2. 6 第4回 報告：マリ・リズ（東北大学災害科学国際研究所准教授）
演題：「アメリカの被災者支援制度」

避難・疎開研究会

テーマ：原発事故や巨大災害による避難者の課題についての研究
(開催：不定期、於：研究所会議室)

- 6. 8 第1回 報告：山川充夫（福島大学名誉教授）
演題：「ふくしま復興8年目のジレンマ」
- 2. 21 第2回 内容：原発避難者10年目調査の事前打ち合わせ（第1回）
- 3. 31 第3回 内容：原発避難者10年目調査の事前打ち合わせ（第2回）

日本災害復興学会 東北復興研究会〈連携研究〉

テーマ：東北被災地の復興のあり方についての研究
(開催：第4火曜日、於：仙台市内)

- 5. 27 座談会 報告：阿部晃成（東北大学課外・ボランティア活動支援センター学術研究員）
テーマ：誰のための〈復興〉かー石巻市雄勝町高台移転の合意形成を振り返る

未来災害研究会 首都直下地震復興研究分科会 〈日本災害復興学会との共同運営〉

テーマ：首都直下地震からの事前復興対策についての研究
(開催：奇数月第3水曜日、於：東京丸の内キャンパス/明治大学)

- 5. 23 第7回 報告：佐々木晶二（元国土交通省 国土交通政策研究所 所長）
演題：「『応急仮設住宅と災害公営住宅の連携』と『非常災害時における超法規的措置』のそれぞれの法制度上の課題について」
- 9. 12 第8回 報告：戒正晴（明治学院大学法科大学院客員教授）
演題：「災害復興のマンション法制～現状と課題～」
報告：大木祐悟（旭化成不動産レジデンス株式会社マンション建替え研究所）
演題：「事例を通してみた再建の現状と課題（事業者の観点から）」
報告：樋口繁樹（株式会社ラプロス 代表取締役）
演題：「事例を通してみた再建の現状と課題（コンサルタント・合意形成の観点から）」
- 11. 21 第9回 報告：丸谷浩明（東北大学災害科学国際研究所教授）
演題：「首都直下地震における首都中枢機能の継続のBCPと経済の早期復興」

未来災害研究会 南海トラフ地震事前対策研究分科会

テーマ：南海トラフ地震からの事前復興対策についての研究
(開催：不定期、於：研究所会議室及び現地)

- 4. 6 第1回 場所：串本町役場（和歌山県串本町）
内容：「高台まちづくりの住民説明会および住民アンケートについての検討会」

復興政策評価研究会

テーマ：災害復興における被災者主体の政策評価手法の研究
(開催：不定期、於：大阪梅田キャンパス)

- 5. 17 第1回 報告：伊多波良雄（同志社大学経済学部 教授）
演題：「政策評価とその手法について」

災害復興制度研究所 共同研究プロジェクト

- 「大規模災害に備える災害廃棄物対策の合意形成に関する研究」
研究代表者：金太宇（社会学部准教授）
- 「ネパール大地震後の貧困と復興：ネパール農村世帯パネルデータを用いた動学貧困分析」
研究代表者：栗田匠相（経済学部准教授）
- 「災害復興と防災に関する日本－台湾比較研究」
研究代表者：長峯純一（総合政策学部教授）

年間活動報告

〈災害復興制度研究所 開設 15 周年 2020 年復興・減災フォーラム〉 ※詳細は P.2~7 をご参照

1. 11 全国被災地交流集会・円卓会議
テーマ:「『ボランティア元年』 わが事にする」
1. 12 シンポジウム「『震度 7』が遺したもの～ 阪神・淡路大震災 25 年～」
基調講演:「今に続く 1・17」 中川智子 (宝塚市長)
報告:「新たな災害法制に挑む」 野呂雅之 (関西学院大学災害復興制度研究所 主任研究員・教授)
来賓挨拶:金澤和夫 (兵庫県副知事)
パネル討論:「人間復興」の実現に向けて
《パネリスト》(五十音順)
石垣のりこ (参議院議員) 泉田裕彦 (衆議院議員) 金子由芳 (神戸大学教授) 山崎栄一 (関西大学教授)
《コーディネーター》 津久井進 (弁護士)

〈シンポジウム・公開セミナー〉

12. 19 災害法制シンポジウム「被災者の生活再建に向けて～被災者総合支援法と災害ケースマネジメント～」 於: 仙台弁護士会館 ……………
主催: 宮城県災害復興支援士業連絡会 共催: 関西学院大学災害復興制度研究所・仙台弁護士会 ※詳細は P.8 ご参照

- 報告 1:「被災者総合支援法の提案」 山崎栄一 (関西大学教授・関西学院大学災害復興制度研究所指定研究員)
報告 2:「被災地の現状報告」 小野寺宏一 (仙台弁護士会災害復興支援委員会委員長)
報告 3:「被災者生活再建カードを活用した災害ケースマネジメント」
～カードゲーム形式で多種多様な支援制度を学び、生活再建の筋道をイメージする～
永野海 (日本弁護士連合会 災害復興支援委員会副委員長)
報告 4:「災害ケースマネジメントについて」 津久井進 (日本弁護士連合会 災害復興支援委員会委員長・関西学院大学災害復興制度研究所研究員)
報告 5:「総括」 野呂雅之 (関西学院大学災害復興制度研究所主任研究員・教授)

2. 7 合同研究会「東アジアの新たな協働を考える V」 於: 研究所会議室 ……………
※詳細は P.9 ご参照

テーマ:「日韓における『災害遺産』～東亜大学校を迎えて～」

◎開会挨拶および趣旨説明 山泰幸 (関西学院大学災害復興制度研究所副所長)

◎研究・活動紹介

報告 1:「『人間復興』の実現に向けて～災害復興制度研究所の研究・活動」
野呂雅之 (関西学院大学災害復興制度研究所主任研究員・教授)

報告 2:「東亜大学校石堂学院の研究・活動」
朴銀卿 (東亜大学校石堂学院ヘリテージ研究センター長・教授)

報告 3:「東亜大学校考古美術史学科の研究・活動」
金正善 (東亜大学校考古美術史学科・助教授)
李賢珠 (東亜大学校大学院)

報告 4:「東亜大学校と文化財庁との共同研究」
金鎮順 (文化財庁研究員)

◎総括討論 司会・斉藤さ子 (関西学院大学災害復興制度研究所指定研究員)

〈調査活動〉

4. 5-6 南海トラフ地震事前復興研究分科会「南海トラフ地震想定被災地」現地調査 (野呂他 4 名) 於: すさみ町、串本町
高台まちづくりの住民説明会及び住民アンケートについて、田嶋勝正町長らと実施に向けて検討会を開催
5. 26-6. 2 法制度研究会国際比較法制研究分科会 イタリア現地調査 (斉藤) 於: イタリア (ラクイラ・ローマ)
イタリアのラクイラの復興支援状況 (2009 年 4 月 6 日に発生) 及び、イタリア政府の復興政策の聞き取り調査等を実施
6. 23-24 関西電力福島第一原発事故で沖縄に避難している県外被災者調査 (野呂) 於: 沖縄県糸満市平和記念公園・浦添市
福島原発事故によって県外に長期避難している被災者の生活再建実態を聞き取り調査
12. 22-23 北海道胆振東部地震における災害ボランティアセンターに関するヒアリング調査 (野呂) 於: 北海道厚真町社会福祉協議会
2018 年 9 月に起きた北海道胆振東部地震の被災地である厚真町において、被災者の支援を続ける厚真町社会福祉協議会の職員に対して、災害ボランティアセンターの開設など応急対応から復興に向けての活動内容を聞き取り調査
3. 16 東日本大震災被災地における視察調査 (野呂) 於: 岩手大学陸前高田グローバルキャンパス
東日本大震災の発生から 10 年目を迎えるなかで、沿岸部が甚大な被害を受けた岩手県陸前高田市における復興について、
岩手大学が被災地に開設するキャンパスにおいて被災者の生活再建の現状等を聞き取り調査
- 4 月～ 3 月 復興・被災者支援制度に関する国際調査事業 第 3 期～第 4 期 (業務委託: CODE 海外災害援助市民センター)
諸外国における災害時の対応策を調査し、分析を行う。諸外国の事例を学び、日本の国内法との比較検討を行うことでより
良い復興の在り方を検討

〈教育活動〉

＊春学期：『災害復興学入門～『人間の復興』の視点で被災者支援を考える』

於：西宮上ヶ原キャンパス(代表者：野呂雅之)
履修者数 88名

- | | | |
|-------|-----------------|-------|
| 4. 12 | 災害関連死 | 野呂雅之 |
| 4. 19 | 復興におけるボランティアの役割 | 村井雅清 |
| 4. 26 | 災害弱者への支援 | 浦野愛 |
| 5. 10 | 災害復興は「現研融合」から | 山中茂樹 |
| 5. 17 | 災害と死 グリーフケア | 坂口幸弘 |
| 5. 24 | 災害ボランティアとNPO | 松田暎子 |
| 5. 31 | 震災障害者 | 牧秀一 |
| 6. 7 | 震災遺児 | 八木俊介 |
| 6. 14 | 被災地における法律家の役割 | 津久井進 |
| 6. 21 | 災害復興における広域避難Ⅰ | 古部真由美 |
| 6. 22 | 災害復興における広域避難Ⅱ | 野呂雅之 |
| 6. 28 | 復興とは何か | 室崎益輝 |
| 7. 5 | 災害復興と集落 | 稲垣文彦 |
| 7. 12 | 災害復興とジェンダー | 斉藤容子 |

＊秋学期：『災害復興学～一人ひとりに着目した『人間復興』の学問的理論を考える』

於：西宮上ヶ原キャンパス(代表者：野呂雅之)
履修者数 100名

- | | | |
|--------|--------------------|--------|
| 9. 20 | 災害復興学とは何か | 山中茂樹 |
| 9. 27 | 復興まちづくり | 野崎隆一 |
| 10. 4 | 被災地で生まれた法律 | 山中茂樹 |
| 10. 11 | 阪神・淡路大震災からの復興の取り組み | 亀井浩二 |
| 10. 18 | 災害関連死 | 野呂雅之 |
| 10. 25 | 被災自治体の受援力 | 桜井誠一 |
| 11. 1 | 〈学祭に伴う休講〉 | |
| 11. 8 | 東日本大震災の復興財源 | 宮入興一 |
| 11. 15 | 震災報道、TV・ラジオからSNS | 大牟田智佐子 |
| 11. 22 | 復興基金、義援金の仕組み | 青田良介 |
| 11. 29 | 都市復興と復興災害 | 塩崎賢明 |
| 12. 6 | 災害復興と地域コミュニティ | 山泰幸 |
| 12. 13 | 災害復興をどう考えるか | 室崎益輝 |
| 12. 20 | 災害復興学(まとめ) | 山中茂樹 |

〈情報発信活動〉

▶出版・刊行

- | | |
|---------------------------------------|-------------------------|
| (1) 災害復興制度研究所ニュースレター「FUKKOU」Vol.38～40 | (関西学院大学出版会) |
| (2) 研究紀要 災害復興研究 2019 Vol.11 | (関西学院大学出版会 2020年3月発行) |
| (3) 2020年復興・減災フォーラム記録集 | (株)サン・ライティング 2020年3月刊行) |

▶執筆

- (1) 山中茂樹(2019年3月)『『人間復興』への道筋をさぐる』、『震災学』vol.13, (有)荒蝦夷
 (2) 野呂雅之(2020年1月)『阪神・淡路大震災の被災地で生まれた新たな災害法制ー被災者生活再建支援法から『被災者総合支援法』へ』、『月刊自治研』vol.62 no.724, 自治研中央推進委員会編

▶出演

1. 26 毎日放送 映像'20「あなたを忘れていない～被災者と歩んだ25年～」
 (野呂：震災障害者に関わる制度の問題点について、番組で解説)

▶記者発表

8. 29 「被災者総合支援法案」の策定について(於：兵庫県庁県政記者クラブ)

〈掲載記事〉



▲2019年3月31日『河北新報』朝刊3頁(総合)



▲2019年3月31日『河北新報』朝刊1頁



▲2019年8月30日『神戸新聞』朝刊1頁

被災者の自立 どう支える

【復興・減災フォーラム】(関西学院大学復興制度研究所主催、朝日新聞社協賛)が11、12両日、兵庫県神戸市の関西学院会館であった。「『備え』が難しいもの」をテーマに、被災者の自立を支える支援のあり方について専門家らが語り合った。(以下、朝日新聞の記者の取材と発言を基に記述)

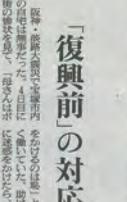
声を反映 ルート整備途上



復興協議員 泉田裕彦さん
1971年、兵庫県西宮市に生まれる。関西学院大学経済学部経済学系(経済学専攻)に入学。以後、同大学経済学部を卒業。内閣府中央防災会議委員などを歴任。17年衆議院議員に就任。

「一八〇〇〇〇人、二〇〇〇〇〇人」といった数字を聞き、被災者支援の現場では、被災者の声を反映するルートが整備途上だ。復興協議員、泉田裕彦(いけだ ひろひこ)氏は、被災者の声を反映するルートが整備途上だ。復興協議員、泉田裕彦(いけだ ひろひこ)氏は、被災者の声を反映するルートが整備途上だ。復興協議員、泉田裕彦(いけだ ひろひこ)氏は、被災者の声を反映するルートが整備途上だ。

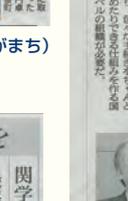
支援の仕組み更新続けて



参議院議員 石垣のりこさん
1971年、東京都生まれ。1993年、早稲田大学法学部法学科を卒業。1995年、早稲田大学法学部法学科を卒業。1995年、早稲田大学法学部法学科を卒業。

「復興・減災フォーラム」を主催する関西学院大学復興制度研究所の所長、中川智子(なかがわ ともこ)氏は、被災者の自立を支える支援のあり方について、被災者の声を反映するルートが整備途上だ。復興協議員、泉田裕彦(いけだ ひろひこ)氏は、被災者の声を反映するルートが整備途上だ。

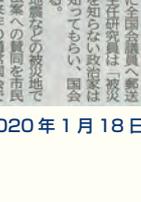
生活再建と安全 両立必要



神戸大学大学院教授 金子由芳さん
1971年、東京都生まれ。1993年、早稲田大学法学部法学科を卒業。1995年、早稲田大学法学部法学科を卒業。1995年、早稲田大学法学部法学科を卒業。

被災者の自立を支える支援のあり方について、被災者の声を反映するルートが整備途上だ。復興協議員、泉田裕彦(いけだ ひろひこ)氏は、被災者の声を反映するルートが整備途上だ。復興協議員、泉田裕彦(いけだ ひろひこ)氏は、被災者の声を反映するルートが整備途上だ。

被災者総合支援法案、賛同を



関西学院大学復興制度研究所教授 野呂雅之さん
1971年、東京都生まれ。1993年、早稲田大学法学部法学科を卒業。1995年、早稲田大学法学部法学科を卒業。1995年、早稲田大学法学部法学科を卒業。

被災者総合支援法案(草案)の賛同を促す。被災者の自立を支える支援のあり方について、被災者の声を反映するルートが整備途上だ。復興協議員、泉田裕彦(いけだ ひろひこ)氏は、被災者の声を反映するルートが整備途上だ。

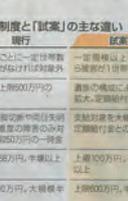
復興への活動を共有・議論 田舎会議



関西学院大学復興制度研究所教授 山崎栄一さん
1971年、東京都生まれ。1993年、早稲田大学法学部法学科を卒業。1995年、早稲田大学法学部法学科を卒業。1995年、早稲田大学法学部法学科を卒業。

被災者の自立を支える支援のあり方について、被災者の声を反映するルートが整備途上だ。復興協議員、泉田裕彦(いけだ ひろひこ)氏は、被災者の声を反映するルートが整備途上だ。復興協議員、泉田裕彦(いけだ ひろひこ)氏は、被災者の声を反映するルートが整備途上だ。

「総合支援法」関学大復興研が試案



関西学院大学復興制度研究所教授 山崎栄一さん
1971年、東京都生まれ。1993年、早稲田大学法学部法学科を卒業。1995年、早稲田大学法学部法学科を卒業。1995年、早稲田大学法学部法学科を卒業。

被災者の自立を支える支援のあり方について、被災者の声を反映するルートが整備途上だ。復興協議員、泉田裕彦(いけだ ひろひこ)氏は、被災者の声を反映するルートが整備途上だ。復興協議員、泉田裕彦(いけだ ひろひこ)氏は、被災者の声を反映するルートが整備途上だ。

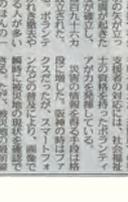
ボランティアセンター制度 確立



NPO法人レスキューセンター 田嶋代表理事
1971年、東京都生まれ。1993年、早稲田大学法学部法学科を卒業。1995年、早稲田大学法学部法学科を卒業。1995年、早稲田大学法学部法学科を卒業。

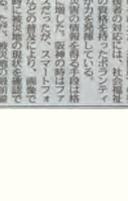
被災者の自立を支える支援のあり方について、被災者の声を反映するルートが整備途上だ。復興協議員、泉田裕彦(いけだ ひろひこ)氏は、被災者の声を反映するルートが整備途上だ。復興協議員、泉田裕彦(いけだ ひろひこ)氏は、被災者の声を反映するルートが整備途上だ。

水位標が伝える7度の水害



被災者の自立を支える支援のあり方について、被災者の声を反映するルートが整備途上だ。復興協議員、泉田裕彦(いけだ ひろひこ)氏は、被災者の声を反映するルートが整備途上だ。復興協議員、泉田裕彦(いけだ ひろひこ)氏は、被災者の声を反映するルートが整備途上だ。

災害関連死の防止義務化



関西学院大学復興制度研究所教授 山崎栄一さん
1971年、東京都生まれ。1993年、早稲田大学法学部法学科を卒業。1995年、早稲田大学法学部法学科を卒業。1995年、早稲田大学法学部法学科を卒業。

被災者の自立を支える支援のあり方について、被災者の声を反映するルートが整備途上だ。復興協議員、泉田裕彦(いけだ ひろひこ)氏は、被災者の声を反映するルートが整備途上だ。復興協議員、泉田裕彦(いけだ ひろひこ)氏は、被災者の声を反映するルートが整備途上だ。

社説 Editorials

東日本大震災の10年。被災者の自立を支える支援のあり方について、被災者の声を反映するルートが整備途上だ。復興協議員、泉田裕彦(いけだ ひろひこ)氏は、被災者の声を反映するルートが整備途上だ。復興協議員、泉田裕彦(いけだ ひろひこ)氏は、被災者の声を反映するルートが整備途上だ。

被災者の自立を支える支援のあり方について、被災者の声を反映するルートが整備途上だ。復興協議員、泉田裕彦(いけだ ひろひこ)氏は、被災者の声を反映するルートが整備途上だ。復興協議員、泉田裕彦(いけだ ひろひこ)氏は、被災者の声を反映するルートが整備途上だ。

被災者の自立を支える支援のあり方について、被災者の声を反映するルートが整備途上だ。復興協議員、泉田裕彦(いけだ ひろひこ)氏は、被災者の声を反映するルートが整備途上だ。復興協議員、泉田裕彦(いけだ ひろひこ)氏は、被災者の声を反映するルートが整備途上だ。

被災者の自立を支える支援のあり方について、被災者の声を反映するルートが整備途上だ。復興協議員、泉田裕彦(いけだ ひろひこ)氏は、被災者の声を反映するルートが整備途上だ。復興協議員、泉田裕彦(いけだ ひろひこ)氏は、被災者の声を反映するルートが整備途上だ。

▲2020年3月13日「朝日新聞」朝刊12頁(オピニオン)

▲2020年1月16日「朝日新聞」朝刊25頁(特集)

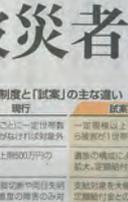
被災者総合支援法案、賛同を



関西学院大学復興制度研究所教授 野呂雅之さん
1971年、東京都生まれ。1993年、早稲田大学法学部法学科を卒業。1995年、早稲田大学法学部法学科を卒業。1995年、早稲田大学法学部法学科を卒業。

被災者総合支援法案(草案)の賛同を促す。被災者の自立を支える支援のあり方について、被災者の声を反映するルートが整備途上だ。復興協議員、泉田裕彦(いけだ ひろひこ)氏は、被災者の声を反映するルートが整備途上だ。

「総合支援法」関学大復興研が試案



関西学院大学復興制度研究所教授 山崎栄一さん
1971年、東京都生まれ。1993年、早稲田大学法学部法学科を卒業。1995年、早稲田大学法学部法学科を卒業。1995年、早稲田大学法学部法学科を卒業。

被災者の自立を支える支援のあり方について、被災者の声を反映するルートが整備途上だ。復興協議員、泉田裕彦(いけだ ひろひこ)氏は、被災者の声を反映するルートが整備途上だ。復興協議員、泉田裕彦(いけだ ひろひこ)氏は、被災者の声を反映するルートが整備途上だ。

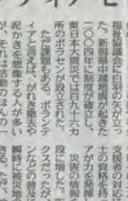
ボランティアセンター制度 確立



NPO法人レスキューセンター 田嶋代表理事
1971年、東京都生まれ。1993年、早稲田大学法学部法学科を卒業。1995年、早稲田大学法学部法学科を卒業。1995年、早稲田大学法学部法学科を卒業。

被災者の自立を支える支援のあり方について、被災者の声を反映するルートが整備途上だ。復興協議員、泉田裕彦(いけだ ひろひこ)氏は、被災者の声を反映するルートが整備途上だ。復興協議員、泉田裕彦(いけだ ひろひこ)氏は、被災者の声を反映するルートが整備途上だ。

災害関連死の防止義務化



関西学院大学復興制度研究所教授 山崎栄一さん
1971年、東京都生まれ。1993年、早稲田大学法学部法学科を卒業。1995年、早稲田大学法学部法学科を卒業。1995年、早稲田大学法学部法学科を卒業。

被災者の自立を支える支援のあり方について、被災者の声を反映するルートが整備途上だ。復興協議員、泉田裕彦(いけだ ひろひこ)氏は、被災者の声を反映するルートが整備途上だ。復興協議員、泉田裕彦(いけだ ひろひこ)氏は、被災者の声を反映するルートが整備途上だ。

▲2020年2月3日「中日新聞」朝刊21頁



コロナ対策「改憲の実験台」にするな

新型コロナウイルスの対策で、安倍首相が「緊急事態宣言」を出すことのできる法律が成立した。新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正法である。国民の私権制限を含め、行政機関が強い権限を持つことになるが、コロナ対策に乗じるように「緊急事態条項」を憲法に加えようとする動きもでている。

新聞報道によると、発端は自民党の伊吹文明元衆議院議長の発言である。1月30日の二階派例会で発症前の経過観察に強制力がないことに触れて、「緊急事態の一つの例として、憲法改正の大きな一つの実験台と考えた方がいいのかもしれない」と述べたという。感染拡大で国民の間に広がる不安に乗じて改憲論議を進めようというのだろうか。

東日本大震災を受けて、自民党は2012年の憲法改正草案で緊急事態条項を新設した。首相が大規模な自然災害や武力攻撃などで緊急事態を宣言すれば、首相や内閣に一時的に権限を集中させ、国民の権利を制限できるようになる。憲法秩序の基本原則である三権分立と人権保障を一時的に停止させるのである。

安倍首相が主導して2018年にまとめた「改憲4項目」でも、大規模災害時に国民の権利を一時的に制限できるとしている。

自民党にとって自主憲法の制定は党是であり、最大の狙いは9条改正だが、国会にも世論にも根強い反対がある。南海トラフ地震などの発生が想定される中、自然災害への備えならば理解を得やすいというのか、緊急事態条項を憲法改正の突破口にしようとしている。いわゆる「お試し改憲」である。

憲法とは、権力の乱用や暴走を防ぐため、国民が権力を縛っておくためのものであり、それが立憲主義の考え方だ。一時的にせよ首相が全権を握ることになると、憲法の基本原則は崩れてしまう。

憲法秩序が停止されるという問題に関して深い議論がなされないことに危機感を抱き、災害復興制度研究所では2015年に緊急事態条項をめぐる基本的な問題を広く知ってもらう趣旨で連続勉強会を開催した。憲法学者や弁護士による4回の議論をまとめて翌16年に「緊急事態条項の何が問題か」(岩波書店)を出版した。

そして、今回の新型コロナ対策をめぐる「改憲の実験台」発言である。自民党内からは伊吹氏の主張に理解を示す意見が相次いだというから深刻である。

この間、安倍首相は専門家の意見を聴かず、唐突にイベントの自粛や全国一斉休校を打ち出したが、国民に説明を尽くす姿勢はうかがえず、現場に対応を丸投げした。法的な裏付けはなかったものの、首相の要請に自治体や企業などは従った。今後は法律の裏付けをもって制限が可能になり、緊急事態宣言が出れば経済活動などに及ぼす影響は計り知れない。

自主憲法制定という党是のために、国民生活を人質にとって社会実験をする。「改憲の実験台」とは、そういうことである。(野呂雅之)

★関西学院大学災害復興制度研究所人事

- ▽主任研究員 齊藤容子 (災害復興制度研究所 特別任期制准教授) 着任 (4月1日付)
- 野呂雅之 (災害復興制度研究所 特別任期制教授) 退任 (3月31日付)

日本災害復興学会 会員募集中!!

入会をご希望される方は、日本災害復興学会のHP(<http://www.f-gakkai.net/>)より「入会申込書」をダウンロードのうえ、下記の事務局まで郵送にてお申込ください。

(1) 申込書送付先

〒662-8501 兵庫県西宮市上ヶ原一番町1-155
関西学院大学災害復興制度研究所内
日本災害復興学会事務局
TEL: 0798-54-6996

(2) 入会金 3,000円

(3) 学会費(年額)

- | | | | |
|---------|--------|---------|-------------|
| 1) 正会員 | 7,000円 | 3) 購読会員 | 6,000円 |
| 2) 学生会員 | 3,000円 | 4) 賛助会員 | 一口: 50,000円 |

■西宮上ヶ原キャンパス

■西宮聖和キャンパス



■神戸三田キャンパス



■大阪梅田キャンパス



阪急大阪梅田駅茶屋町口から北へ徒歩5分

〒530-0013 大阪市北区茶屋町 19-19
アプロースタワー 14階
TEL: 06-6485-5611

■関西学院東京丸の内キャンパス



JR東京駅八重洲北口から徒歩1分

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12
サビアタワー 10階
TEL: 03-5222-5678



関西学院大学
KWANSEI GAKUIN UNIVERSITY
災害復興制度研究所

〒662-8501 兵庫県西宮市上ヶ原一番町1番155号
TEL: 0798-54-6996 FAX: 0798-54-6997
<http://www.kwansei.ac.jp>

URL: <http://fukkou.net/> E-mail: fukkou-entry@kwansei.ac.jp



2020年4月発行